

 **広報**



日本最南端の自然文化都市



ISHIGAKI CITY
(石垣市シンボルマーク)



未来へきらめくまちづくり

新年を迎え、市民の皆様にご心からお慶びを申し上げます。

本年は、本市が市制を施行して50周年の歴史的な節目の年にあたり、新しい時代に向けて「自主・創意・参画」の市民精神を基調に、世界に開かれた国際都市、日本最南端の自然文化都市を創造し、夢と希望にあふれた健康なまちづくりをめざしてまいりたいと思います。

きらめくまちづくりへ向けて、すべての市民が心を一つにして共々に手を携え、力強く前進しましょう。

石垣市の情報をインターネットで発信しています
<http://www.inforyukyu.or.jp/~nanpu14/>

1997年 **1月号**
No. 305

(平成9年1月10日発行)

人口と世帯数

総人口 43,415(+72)
男 21,872(+33)
女 21,543(+39)
世帯数 15,484(+31)

(平成8年11末日現在)

きらめきの浪漫海道—いしがき—

歴史的な市制五十周年の輝かしい希望に満ちた初春の幕明けにあたり、市民の皆様にご心からお慶びを申し上げます。



シンボルマークと標語の部入賞者へ表彰を行いました

昭和二十二年の市制施行から五十周年の節目の年を迎えた石垣市では、一月六日午前十時から「仕事始めの式」を市役所玄関前で行い、大濱市長は職員へ年頭のあいさつを行いました。

シンボルマーク 標語の入賞者を表彰

石垣市は、市制施行五十周年を記念して、新しい時代にふさわしい石垣市役所のイメージアップを推進するため、シンボルマークと標語を公募しました。審査委員会での討議の結果、シンボルマークの部には神山寛さん、標語の部には沖中敏彦さんの作品が最優秀に選定され、仕事始めの式においてそれぞれの部門の入賞者へ表彰を行いました。

不転の決意で 市政の課題を解決

同日、午後三時より市内ホテルにおいて、恒例の「新年祝賀名刺交換会」が開催されました。はじめに、石垣市の五十年のあゆみをつづったビデオが上映され、引き続き石垣市の新しいシンボルマーク

と標語が披露されました。出席した多数の市民の前に、大濱市長は新年の決意を次のように述べました。

「本年は、市制五十周年を意義あらしめるべく幾多の記念事業を行ってまいります。新しい局面を迎えた新石垣

空港建設の早期着工をはじめとする石垣市政に山積する課題を含め、私は不転の決意で望むことを明らかにしたい。また、まちづくりへ寄せる市民の意識は、物の豊かさから心の豊かさ、ハードからソフトへと変化しており、安心して生活できる質の高いまちづくりが望まれております。本年は、「サッカーパーク・あかんま」の供用開始、福岡直行便就航、真喜良小学校の開校、トライアスロン大会の継続開催、ごみ焼却施設が竣工の運びとなりました。新しい時代と新たな五十年を展望し、きらめくまち石垣づくりへ本年も全力投球で臨んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご支援ご協力をお願いいたします。」

市制施行50周年

平和創造の

新時代を展望

年頭のあいさつ



石垣市長
大 濱 長 照

市民の皆様、明けましておめでとうございませう。すがすがしい平成九年の新春を迎えられ、心からお喜びを申し上げ、併せて市民の一人ひとりが幸多い最良の一年となりますよう、心から祈念申し上げます。

旧年中は、皆様のあたたかいご理解、ご支援のもとに大過なく市政を推進させていただきました。これもひとえに皆様方のふるさとに寄せる情熱のあらわれであり、ここに改めて深甚なる感謝の意を表し、衷心より御礼申し上げます。

昨年は、市民待望の総合体育館の供用開始、トライアスロンワールドカップ石垣島大会の開催、携帯自動車電話の開通、本市出身の紅型技能保持者玉那覇有公民人間国宝認定など明るい話題を提供することができました。

さらに、市政の最重要課題としての新石垣空港問題も国の第七次空港整備計画に盛り込まれ、早期着工に向け決意を新たにするものであります。

私たち市民一人ひとりが今一度決意を新たに立ち向かうのであれば、必ずや石垣市の将来は大きく開けるものと確信するものであります。

本年は、市民一人ひとりが新しい石垣市の創世記に立ち、歴史的な「市制施行五十周年」の年を迎えることになりました。先人たちの歩いてきた道のりに思いを馳せ、石垣市の生い立ちを振り返るとともに、平和を創造する新しい時代を展

望し、さらに力強い確実な歩みが続けてまいりたいと考えております。

また、サッカーパーク「あかんま」、ごみ焼却施設の竣工や真喜良小学校の開校、さらに、トライアスロンワールドカップ石垣島大会の継続開催、福岡直行便が就航の運びとなりました。

近年、全国的に高まりをみせている地方分権論議が一層深まることが予測され、本市においても地理的・自然的・文化的特性を活かし、強靱な意思と創意工夫に満ちた行政運営、地方自治の確立が望まれております。

私の目標とするところは、世界に開かれた国際都市・日本最南端の自然文化都市を創造し、夢と活力にあふれた健康なまちづくりであります。

地域社会の活力を生み出し、いしがき新時代の礎を築くため、新たな情熱を持って市政運営にあたる決意です。

このふるさとに運命を託する我々が、平和と繁栄を希求する多くの人々と手を携え、来るべき二十一世紀に向けて希望の灯を高々と掲げ、力強く前進してまいりたいと存じます。

年頭にあたり、市民皆様のますますのご繁栄とご多幸をお祈りし、併せて本市の限らない発展を祈念申し上げてごあいさついたします。

平成九年一月

年頭のあいさつ

石垣市議会議長

石垣 宗正



新年あけましておめでとう
ございます。

輝かしい平成九年の年頭に
あたり、市議会を代表して謹
んで新年のごあいさつを申し
上げます。

昨年は、市民各位のご支援
ご協力により、議会の円滑な
運営はもとより、四万三千市
民の声が正しく反映される市
政の進展めざして誠心誠意努
力して参りました。

迎えました平成九年は第三

次沖縄振興開発計画の後期と
なり先送りされているいくつ
かの重要な課題を残り少ない
計画期間内での取り組む
かが問われるものであり、二
十一世紀を目前にして新たな
行政需要が見込まれる中での
課題解決に市民の英知ある対
応が望まれます。

又、本年は市制施行五十周
年の記念すべき年として市政
の来し方に思いを深くすると
ともに、この後の百年の行く
末について市政の展望を見極
める重要な年でもあります。

ここに市議会としても市民
福祉の向上と市政の躍進を願
い、豊かで平和なまちづくり
をめざして議員一人ひとりが
一層努力して参る所存であり
ます。

つきましては、市民皆様に
おかれましては今年も引き続
きご支援ご協力を賜りますよ
う改めてお願い申し上げます。
新しい年を寿ぎ、市民皆様の
ご健勝とご多幸を祈念申し上
げまして年頭のご挨拶といた
します。

平成九年 元旦

親善都市

岡崎市長 年頭のあいさつ



岡崎市長

中根 鎮夫

石垣市民の皆様、新年あけ
ましておめでとうございます。
輝かしい平成九年の新春を
迎えるにあたり、岡崎市民を
代表して心からお慶びを申し
上げます。

昭和四十四年の親善都市提
携以来、早二十八年の歳月を
数えようとしておりますが、
この間、産業、文化、教育等
各方面にわたり相互交流の輪
が広がってきておりますこと
は、石垣市民の皆様のご理解
ご友情のたまものと厚くお礼
申し上げます。

二十一世紀を間近に控えた
今、時代は転換期を迎え、長
寿化、国際化社会の到来、科
学技術の急速な進歩による高
度情報化など、地域社会、市
民生活のありかたも大きく変
わろうとしております。

こうした中、石垣市では、

日本最南端という地理的条件
を生かし、アジアに開かれた
都市としての国際交流を積極
的に進められ、また、伝統文
化を継承しつつ、未来に向け
た新しいまちづくりを市民参
加により推し進められ、八重
山圏域の中心都市として、め
ざましい発展を遂げておられ
ますことは、ご同慶に耐えま
せん。

また、今年石垣市制施行
五十周年を迎えられるという
ことで、市民の皆様にとりま
しては、数々の困難を乗り越
えてきた過去の思いを心に、
真の平和を創造する決意を新
たなものとする節日の年で
はないかと思われまます。

さらに、二十一世紀に向け
て、物から心のまちづくりを
推進される石垣市にとって
「世とびあしがき」を表現
するための幕開けとも言える
き、特別な年になることと確
信しております。

結びとなりましたが、石垣
市のさらなるご発展と市民の
皆様のご健康とご多幸をお祈
り申し上げ、年頭のご挨拶と
いたします。

平成九年 元旦



岡崎市で行なわれる桜まつりと家
康行列（四月上旬）

姉妹都市

蘇澳鎮長 年頭のあいさつ



蘇澳鎮長

林 棋 山

心より厚くお礼を申し上げます。

台湾の諺に「遠く離れても、良き隣人の如く」の言葉を引用し、共通の目標であります地球村建設に邁進をせる輝かしい年に、石垣市と蘇澳鎮の魚業協力の歴史を踏まえて、また、併せて農作物の開拓や交流を促進発展させ、両地、市民の福祉向上に尽力邁進するよう希望します。

結びに当たり、石垣市のますますの市政発展をお祈り申し上げます。

平成九年 元旦

広報いしがき

親愛なる姉妹都市石垣市の皆様、輝かしい新年を迎えられ、年序入替の節目に蘇澳鎮各界を代表して謹んで新年の御祝詞と併せて市民の皆様の御多幸と御健康をお祈り申し上げます。

年始を迎え、万物万事が活気づく新春に、一年を顧みる時、石垣市と蘇澳鎮の交流の輪は、確実に進展が見えてまいりました。

石垣市の皆様が長年にわたって我が蘇澳鎮の漁船に対して物心両面から多大なご支援と協力を頂いたことに対して衷

友好都市

稚内市長 年頭のあいさつ



稚内市長

敦 賀 一 夫

石垣市民の皆様、新年あけましておめでとうございます。希望にあふれる南国の初春をお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。

昨年は、友好交流十年の節目ということで、三月の海開きに多くの稚内市民が御地を訪問し、皆様の温かいご歓迎を受け、心と心の通じ合った交流をさせていただき、厚く御礼を申し上げます。

また、かねてから交流事業の一環として話しを進めてまいりました、経済交流につきましても、両市並びに経済界関係者の努力のもとで、昨年からは秋の「宗谷路グルメまつり」では、一味も二味も違う

本市の夏のイベントである「みなと南極まつり」、さら

パイナップルや伝統あるミンサー織りなど南国の名産品が大変な好評を博しましたし、御地の「石垣島まつり」におきましても、たくさんの方々が最北の産品をお買い求め下さったとの報告を受け、関係者一同大変喜んでおります。

加えて、「宗谷路グルメまつり」の際には、大湊市長並びに石垣議長をはじめ、多くの石垣市民の方々においでを頂きました。

北国の秋の時期、皆様にとっては少々肌寒かったかと存じますが、日本のつべんの気候、風土そしてまた市民のあたたかい心をご理解いただけたものと思います。

私ども稚内市民は、友好都市提携十周年を一つのステップといたしましてさらなる交流の促進を心から願っております。

結びに、御地の一層のご発展と併せまして皆様方の今年一年のご健康、ご多幸を心からお祈り申し上げ、年頭にあたってのご挨拶とさせていただきます。

平成九年 元旦

あなたも一日市長になってみませんか 「一日市長制」まちづくり提言原稿募集

石垣市では、市民に開かれた市政の一環として「市民の広範な意見やアイデアを尊重し、行政の反映に結びつけていく」ことを目的に「一日市長制」まちづくり提言推進事業を実施いたします。

石垣市の将来像について市民の皆様のご提言をお待ちしております。

自分が市長になったら「このようなまちづくりをしてみたい」など、ふるってご応募下さい。

《募集の範囲》

市内に住所を有する「中学生」「高校生」「一般」の市民。三部門（中学生・高校生・一般）に分けて審査を行います。

《応募方法》

原稿用紙（400字詰）4～5枚程度に内容をまとめ、応募用紙を添付して下さい。

締切り：2月20日（木）

《問い合わせ及び原稿の送付先》

〒907 石垣市美崎町14番地

石垣市役所総務部企画室

「一日市長制」係 ☎ 2-1243

人間国宝認定記念「玉那覇有公紅型展」 玉那覇有公氏(石垣市出身)が人間国宝に認定

沖縄の伝統文化を伝える染物・紅型（びんがた）の玉那覇有公氏（石垣市出身・紅型技能保持者）が人間国宝（国の重要無形文化財紅型の保持者）に認定されました。沖縄県内からは二人目の認定となり、私たち石垣市民に大きな誇りと自信を与えました。

わが国最高の伝統的な技術を後世に保存・継承することは誠に意義深いものがあります。今回の認定を、市民と子どもにも喜び、氏の卓越した技の集大成を広く市民に鑑賞していただくため「人間国宝認定記念・玉那覇有公紅型展」を下記のとおり開催します。多数の市民の皆様のご参観をお願いします。

期間：平成9年1月23日(木)～26日(日)

場所：石垣市民会館（中ホール）

七次空整に 組み入れ決定

新石垣空港建設計画

新石垣空港の早期建設は、八重山圏域の二十一世紀を展望するとき、最も大切な基礎条件であり、すべての八重山郡民が早期着手を求めています。十二月十三日の閣議において第七次空港整備五箇年計画が決定されました。この計画は今年度を初年度とする向こう五年間の全国の空港の具体的整備のあり方を示すものであり、新石垣空港建設計画は第六次空港整備計画に引続き予定事業として組み込まれることとなり、本市の最大の懸案である新石垣空港建設に向け、当面するハードルを越えることができました。



市内各所に設置された広告板

沖縄県においては、八月下旬から宮良牧中の現地調査に着手いたしました。

この調査は第七次空港整備五箇年計画の策定に向けて、新石垣空港計画の組み入れを可能とするため実施されたものであり、空港立地上の適否を含めて科学的な解析を行うことにより、これまで提起のあった様々な問題に対しても正確な判断を可能とするものであります。

石垣市では、沖縄県に対し、課題とされるすべての調査を速やかに完了させることを強く求めるため、これまで、商工会、観光協会、建産連、青

年会議所、連合八重山などをはじめとする多くの団体、多くの市民・郡民の皆様の再三にわたる要請などの強力な支援活動を展開してまいりました。また、沖縄県が行った宮良牧中における現地調査の実施が計画組み入れに弾みをつけたものであり、これまでの市民皆様のご理解とご協力に改めて感謝いたします。

昭和五十五年を初年度とする第四次空整に現空港の暫定措置が明示されて以来、新石垣空港建設は第五次及び第六次の空港整備計画に継続して組み入れられており今度こそ、是非とも実現させたいと強く念願し、決意を新たにしますのであります。

実際の建設着手に至るまでには乗り越えなければならぬ幾多の課題がありますが、これ以上の遅れはもはや許されません。一日も早い実現に向けて最大の力となるのは、何より市民・郡民の皆様の声であり、世論のバックアップであります。

今後とも八重山圏域の振興発展のため、ご理解、ご支援をいただきますようお願いいたします。

成人式をむかえる若者へ

考えてみませんか

大人としての義務・責任・思いやり



1月15日は、石垣市において多くの若者が晴れて大人の仲間入りをしました。

「成人式」は子どもが大人の仲間入りをして、社会的に一人前と認められるための重要な通過儀礼で、「成人の日」が国民の祝日に制定されたのは昭和23年7月です。

成人の意義は、法律上の諸権利を取得するとともに社会に対して相応の義務を負うことであり、常に責任と自覚ある行動が求められます。常に研鑽の努力を怠らず人間としての尊厳や価値観を持ち、ふるさと石垣市を誇りとして目標の実現のために力よく羽ばたいていくことを期待します。

成人を祝う風習

わが国では、成人を祝う風習は古くからあります。時代や地方によって違いはありますが、男子は15歳ごろ、女子は13歳ごろに労働や結婚の能力を備えた大人とみなされる成年式が行われました。

公家の社会で成年の男子が髪形や服装を改め、頭に冠を加えた儀式は「元服」。公家では、冠の代わりに烏帽子を着けました。

「人が生まれて10年たてば幼といい、学問を始める。20年過ぎれば弱といい、冠を付ける」。「弱冠」は男子20歳の異称で、転じて年の若さをいう言葉にもなりました。

国民年金は20歳からスタート

公的年金は、現役世代が納める保険料を高齢世代へ「年金」として支給する「世代間扶養」の仕組みになっており、生涯にわたる生活保障として市民生活を支えています。

このため、20歳以上の方は、国民年金への加入が義務づけられており、学生の皆さんも例外ではありません。

年金は、老後に支給される「老齢年金」のほか、思わぬ事故や病気で障害が残ったとき支給される「障害年金」、また一家の大黒柱が不幸にして死亡した場合には「遺族年金」が支給されます。

国民年金への加入は20歳になった今がスタート。成人を迎えた皆さん、国民年金への加入をお忘れなく。

責任ある大人としての「選挙権」

20歳になると「選挙権」を行使することができます。この選挙権は、私たちが選挙に参加できる権利のことであり、政治に参加する機会が与えられ、社会の一員としての責任がもたされたことでもあります。

しかし、このところ選挙のたびに報じられているのは、投票率の低さです。しかも、棄権する人の多くは、20代の若者なのです。

これからの政治の行方、わたしたちの生活の行方は、あなたの1票が決めるものです。

選挙のときは一人の大人として、責任ある一票を投じるようにしてください。

20歳と献血

20歳になると「自分は社会のために何ができるか」といった社会の一員としてのビジョンをもつことも大切です。

「社会のために」といってもその手段はさまざまです。ボランティアなどで汗を流すことも立派な社会貢献ですし、献血だってその一つの手段です。献血は、ただ単に血液を提供するというだけでなく、あなたの血液が、輸血を必要としている患者さんの生命を救うのです。思いやりの心を、献血という形でぜひ社会に役立ててください。

健康都市をめざし、公共下水道事業の整備進む

着々と進む下水道工事



石垣市では市民の健康で快適な生活環境を保持するため、平成7年度に簡易生命保険（郵便局）の資金融資を受け、新川、新栄町、浜崎町地区の管渠敷設工事を実施いたしました。平成8年度は、浜崎町の一部並びに美崎町地区の整備をすすめ、平成10年度に一部を共用開始する予定であります。

今年11月に全国スポレク祭

スポ・レクおきなわ'97
石垣島クロスカントリー大会

リハーサル大会写真特集



第10回全国スポーツ・レクリエーション祭
スポレクおきなわ'97
開催期間：平成9年11月15日(土)～18日(火)

勢いよくスタートする選手たち



今年十一月に、沖縄県において第十回全国スポーツ・レクリエーション祭が実施されることとなり、石垣市においては「クロスカントリー」大会が開催されます。
同大会の成功へ向けて十二月十五日にリハーサル大会がバナナ公園（Cゾーン）で行われました。
参加した九百余名余りのランナーは、クロスカントリー特有のアップダウンの多いコースに挑戦し、肌寒くなった深緑の中を駆け抜けました。コース沿いでは家族や級友が盛んに声援を送りました。また、保育園児や婦人団体が練り広げるアトラクションが展開されま

した。

スポ・レクとは

近年、健康や生き甲斐に対する関心が高まり、心の豊かさや安らぎのある生活が大切にされるようになりました。
このような流れの中で、より良いスポーツライフの創造とスポーツ・レクリエーション活動の振興を目的に開催されている同大会は健康で心豊かな市民生活の実現とふれあいのある住みよい郷土づくりに大きく貢献するものと考えられております。

スポーツレクリエーション（スポ・レク）が、幅広い市民に広がり、いつでも手軽に、気の合う仲間同士や家族連れで和気あいあいとした雰囲気の中で行われ、国民生活の「ゆとり」を育んでいくことでしよう。
第十回全国スポーツ・レクリエーション祭、（スポレクおきなわ'97）は、全国から参加者が集い、きらめく太陽の下で交流と友情の輪が広がることを期待されています。
市民一人ひとりの生涯スポーツ活動の充実を図り、市民が等しくスポーツに親しめる環境づくりを推進し、大会の成功へご理解とご協力をお願いします。



「ゴールはもうすぐだ」ガンバレ



応援団の声援を受けて走る女子選手



タスキのリレーは友情の絆



花と緑に囲まれたコースで一生懸命走りました。

平成8年分の所得税の確定申告 所得税の還付申告は1月から受付開始

確定申告をするサラリーマンの多くは所得税の還付を受けようとする方ですが、その申告書の提出は一月からできます。

確定申告期間(二月十六日(三月十七日)は、税務署の窓口が大変混雑しますので、所得税の還付を受ける方は、源泉徴収票をもらったから早めに申告してください。

サラリーマンの所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、年末調整で清算されます。この年末徴収によって、大部分のサラリーマンは、その年の納税が完了します。で、改めて確定申告をする必要はありません。

しかし、サラリーマンでも確定申告をしなければならぬ場合や確定申告の必要のない人でも申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなればならない場合

① 給与の年収が二千万円を

越える場合

② 給与を一カ所からもらっている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額(地代、家賃、原稿料など)の金額が二十万円を越える場合

③ 給与を二か所以上からもらっている場合。

確定申告をすると

所得税が還付される場合

- ① 病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合。
- ② 地震などの災害や盗難により住宅や家財に損害を受けた場合、また災害などに関連してやむを得ない支出をした場合。
- ③ 住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、購入、増改築などをした場合。

還付申告に必要な申告書用紙は、最寄りの税務署に用意してあります。

知っておきたいクーリング・オフ 消費生活センターから

突然訪問してきた販売員に、言葉巧みに商品を勧められて、つい欲しくなって買ってしまっただけで、後でよく考えてみたらあまり必要のないものだった。

こんな経験をお持ちではないでしょうか。

訪問販売の場合は、他の商品と比較したりする時間もなく販売員からの一方的な情報のみで巧妙な勧誘に引き込まれたり、即断を迫られて契約するなど、後で考えると納得のいかないことに気付くことがあります。

そのようなとき消費者にと

っては最大の味方、クーリング・オフ制度(頭を冷やしてよく考える期間)があることをご存じですか。

クーリング・オフとは、その商品が訪問販売法で指定されたものであり、契約の申し込みをした日を含めて八日間以内であれば、無条件で申し込みの取り消しや契約の解除を行うことができるという制度で、訪問販売等で商品を購入した時に交付される契約書面にも赤字で詳しく記載されています。

クーリング・オフ の手続き方法

(1) 契約書を受け取った日を含めて八日間以内に契約解除する旨を書面で業者に通知します。

期間内に出したという証拠を残すために、簡易書留ハガキや内容証明郵便等で出すと確実です。特に内容証明郵便は販売方法に問題

があった場合や、既に代金の支払いをしている等、慎重を要する時に適しています。

(2) クーリング・オフ期間内であれば、通常は簡易書留ハガキで出します。記載する内容は、どの契約が解除されたかが分かるように次の六項目について書く必要があります。

- ① 契約をした日
- ② 品名やサービス名
- ③ 金額
- ④ 契約を解除する旨の文書
- ⑤ 差出人(消費者)と宛名人(業者名)
- ⑥ 通知する年月日

相手方に届くのが八日を過ぎてても、ハガキを郵送した消印が八日間以内であれば有効です。

すでに代金を支払っていた場合は返金され、商品を受け取っていても販売会社負担で引き取ってもらえます。

クーリング・オフができる契約かどうか分からないときやクーリング・オフ期間が過ぎてしまった場合などにおいてもお気軽にご相談下さい。

沖縄県消費生活センター
八重山分室 電話二二二八九



「自主防災活動」と「ボランティア」の役割を考える

1月15日～21日は「防災とボランティア週間」

1月17日は「防災とボランティアの日」



平成七年一月十七日早朝に発生した「阪神・淡路大震災」は、六千三百人を越える犠牲者と甚大な被害をもたらしました。

地震発生直後から、住民の自主的な防災活動が被災地で行われ、被害の軽減に大きく貢献しました。また、全国から駆けつけたボランティアが救援物資の運搬や炊き出しの手伝いなどの活動にあたり、多くの被災者を励ました。その数は、震災から一年間で延べ百三十八万人と推計され



ています。

災害時に欠かせない自主防災活動とボランティアについて、その役割の大切さを改めて考えてみたいと思います。

「自分たちのまちは自分たちで守る」

地震による火災が多発し、家屋やビルの倒壊によって道路が寸断されると、消防署に消化や救助活動のすべてを期待することは無理です。

いざというときは、これらの活動の多くを、地域住民の手で行わなければなりません。「自分たちのまちは自分たちで守る」のが自主防災活動の基本的な考え方です。

そのような活動を行う自主防災組織では、自治会や町内会、学校などの生活範囲を単

位として集まり、万が一の場合に備えて日頃から訓練や研修などを行っています。

阪神・淡路大震災では、地域の自主防災組織が中心となり、多数の住民とともに、パケツリレーによる消化活動や、けが人の搬送などの救助活動に当たりました。

ボランティア活動に新しい動き

自主防災活動とともに阪神・淡路大震災で目覚ましい活躍をみせたのが、全国から集まったボランティアです。

大規模災害では、救援の手が絶対的に足りません。被災者でもある住民や行政の人たちに代わり、被災者の生活を支えていくのがボランティアの役割です。

ボランティアは、個人あるいはグループとして、避難所や救援活動を行っている団体を拠点に、炊き出しの手伝い、救援物資の運搬・仕分け、住民の安否の確認、倒壊した家屋の整理などの活動を行いました。

兵庫県のまとめによると、そのうちのおよそ七割がボラ

ンティアを初めて体験する人たちでした。

被災地の復興が進む現在、仮説住宅に暮らす人々たちへの支援を中心に、高齢者や障害者、子どもの世話などのボランティア活動が行われています。

さまざまな自主防災活動

《生活維持活動》

百六十人分の救援物資を一日三回各家庭に配付。(神戸市須磨区)

《他地域への支援活動》

自治会の活動だけでは地域内に限定されるため、ラジオでボランティア活動を呼びかけ、バイク隊を編成して物資を運搬。(神戸市)



「インフルエンザ」にご注意を

昨年十二月から市内でインフルエンザが流行しております。特に今年に入つての寒え込みで患者が増えておりますので市民の皆様は健康管理に充分に注意して下さい。

今回流行している インフルエンザの特徴

- ①三九〇～四〇度の高熱が三～四日続く
- ②のどが赤くはれ、頭痛・腰痛・関節・筋肉痛

予防と注意

- ①人ごみをさける
 - ②外出から帰ったらうがいと手洗いを励行する（睡眠・栄養を十分にとり体に抵抗力をつける）
 - ③温かい飲物を十分にとる
 - ④抵抗力の弱い子供やお年寄りには特に注意しましょう
 - ⑤医師の適切な診療と指導を受けて下さい
- 問い合わせ 民生部健康増進課

☎二一一二七九

破産手続きについて

—那覇地方裁判所—

金銭の支払いなどの債務を負った人や会社が債権者に対して返済できなくなり、経済活動を続けていくことが極めて困難な状態になることを一般的に「倒産」と呼んでいます。

このような状態に陥ったときに、債務者の財産関係を清算して、債権者に対し公平に弁済することを目的とし、その一方で債務者の救済や更生を目指す裁判上の手続として破産という制度があります。

破産事件については、全国の地方裁判所でその事務を担当していますが、その件数は年々増加し、平成7年度には4万6千件もの申立てがありました。

バブル経済の崩壊以降、個人のいわゆるカード破産が急増したことに加え、不景気を原因とする不況型と呼ばれる倒産が増加していることがその原因であるといわれています。

破産手続は、原則として、債権者や債務者本人の申立てによって始まります。裁判所が破産宣告をするかどうかを審理し、債務者の全財産を充ててもすべての債務を支払える見込みがないと認められる場合などには、破産を宣告します。

破産宣告がされた場合、債務者には、原則として、宣告時におけるすべての財産を破産手続のために提供してもらう必要があります。裁判所は、通常は、破産宣告を行うと同時に破産管財人を選任します。破産管財人は、破産者の財産関係を調査し、生活必需品など特定のものを除き、破産者の財産（破産財団）を管理し、これを金銭に換えて、債権者に公平に分配します。ただし、破産財団となる財産が極めて少ないため、これを金銭に換えても破産手続の費用にも足りないことが明らかな場合などには、破産管財人を選任せず、破産宣告と同時に手続を終了させる決定をすることがあります。これを破産の「同時廃止」と呼びます。

破産宣告を受けた場合、破産者は、選挙権や被選挙権を失うことはありませんが、法令の定めにより、一定の法律上の資格制限等を受けます。

例えば、弁護士、公認会計士、株式会社の取締役や監査役などになることができず、裁判所の許可なしに居住地を離れることもできなくなります。他方、破産管財人等に対して破産に関し必要な説明をする義務を負います。さらに、破産者は、こうした法律上の制限のほか破産宣告を受けたということで経済的に信用を失うことになり、そのため、例えば一定の期間銀行などから借入れやクレジットカードの使用が事実上できなくなるなど、取引や日常生活の面でもいろいろと不都合が生ずることがあるようです。

ところで、破産手続により債権者に対し配当がされても、配当で支払い切れなかった残りの債務について、債務者は、当然に支払わなくてよくなるというわけではありません。そのため、破産手続の終了後、債権者が給料の差押えなどの強制執行の手続をとる場合もあるようです。そこで、債務者が法律上責任を免れるためには、別途裁判所に「免責」の申立てをして免責決定を受けることが必要になります。ただし、不誠実な事情が認められる場合には、裁判所の判断により免責されないこともあります。

このように、破産制度は、法律的な手続に従って債務者の財産を強制的に金銭に換えて破たん処理をすることから、過大な債務を清算するための最後の手段であるといえます。そこで、倒産状態になるより前の段階で、例えば簡易裁判所の民事調停の制度を利用するなど、立ち直る方法をまず模索してみることも重要です。また、法律上の倒産手続には、破産のほかに、債権者の協力を得て計画的に債務を弁済しながら再建を図る和議や会社整理といった手続もあり、それぞれの状況に応じた選択が可能となっています。

なお、破産の手続を簡単にもとめた小冊子を全国の地方裁判所等に備え付けています。手続についてより詳しいことを知りたい方はお気軽に御請求ください。

市民税・県民税(国保税)の申告について

日頃から市民税・県民税並びに国民健康保険税の納税にご協力いただき厚くお礼申し上げます。今年も市・県民税兼国民健康保険税の申告時期がまいりました。

申告は期限内に確実にに行いましょう。

申告期間

平成9年2月17日(月)～3月17日(月)

※詳細は別表の申告日程表をご覧ください。指定日以外での受付は混雑し、お待たせすることがありますのでなるべく指定日に申告してください。

申告対象者

- ①昨年中に所得のあった方(非課税の方も含む)
 - ②純損失、雑損失控除、医療費控除の適用を受けようとする方
 - ③給与所得のほかにも所得のある方
 - ④勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない方
 - ⑤昨年中に退職された方
 - ⑥石垣市国民健康保険に加入されている方
- ※申告がないと国民健康保険税の軽減の対象とはならない場合があります。
- ⑦昨年中に所得がなかった方でも、保育所、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の手続きをする人は、申告を必要とします。
- ※所得税の確定申告をした方及び給与以外に所得がない方で、勤務先から給与支払報告書がすでに市役所に提出されている方は、この申告をする必要はありません。

平成9年度申告書の送付対象者

申告書の送付対象者は平成9年1月1日現在石垣市に住んでいる方で次に該当する方です。

- ①平成7年中に所得のあった方
平成8年中も同様な所得があるものと想定しました。従って退職等により平成8年中に所得が無かった方、また婚姻等により他の者の被扶養義務者となった方にも送付される場合があります。
- ②国民健康保険に加入されている方
※なお、申告書は2月初旬頃郵送いたします。申告対象者で申告書が送付されない場合は、お手数ですが、市役所税務課で申告書を受け取り、申告して下さいようお願いいたします。

申告時に持参するもの

- ①申告書と印鑑
 - ②昨年中(平成8年1月～12月)の収入・支出を証明するもの(源泉徴収票、給与支払明細書、決算書、収支証明書等)
 - ③雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、損害保険料、寄附金控除を受ける方は支払証明書、領収書。
 - ④障害者は障害手帳、勤労学生は学生証などの証明書
 - ⑤生活保護法に基づく生活扶助を受けている方は被保護証明書
- 事業所のみなさんへ

給与支払報告書の提出期限は1月31日(水)です。報告書は税務課へ提出して下さい。

【問い合わせ】石垣市役所 総務部税務課市民税係
☎(09808)3-1133

市民税・県民税(国保税)の申告受付日程表

(申告受付期間：平成9年2月17日～3月17日)

月/日	曜	時間	対象地区	場所
2月17日	月	10:00～11:00	平野	平野公民館
		11:30～12:30	平久保	平久保集落センター
		13:30～14:30	久宇良	久宇良公民館
		15:00～16:00	明石	明石集落センター
2月18日	火	10:00～11:00	伊原間	農協北部出張所
		11:30～12:30	伊野田	伊野田公民館
		13:30～14:30	星野	星野公民館
		15:00～16:00	大里	大里公民館
2月19日	水	10:00～11:00	野底	栄公民館
		11:30～12:30	野底	多良間公民館
		13:30～14:30	開南・おもと	おもと公民館
		15:00～16:00	三和・川原	川原集落センター
2月20日	木	10:00～11:00	米原・富野・大田・伊土名	米原公民館
		11:30～12:30	吉原・大嵩	吉原公民館
		13:30～14:30	崎枝	崎枝公民館
		15:00～16:00	名蔵・嵩田	名蔵公民館
2月21日	金	9:30～12:00	川平	川平集落センター
2月24日	月	9:30～12:00	白保	白保公民館
		13:00～16:00	宮良	宮良公民館
2月25日	火	9:30～12:00	平得	平得公民館
		13:00～16:00	真栄里	真栄里公民館
2月26日	水	9:30～12:00	大浜	大浜公民館
2月27日	木	↑ 9:00～12:00 13:00～16:00 ↓	登野城1・2区	↑ 市役所内特設窓口 市役所第一・第二会議室
2月28日	金		登野城3・4区	
3月3日	月		大川5・6区	
3月4日	火		石垣7区	
3月5日	水		石垣8区	
3月6日	木		新川9・10区	
3月7日	金		新川11・33区	
3月10日	月		新栄町	
3月11日	火		美崎町・浜崎町・八島町	
3月12日	水		指定日に申告ができなかった人・	
3月13日	木	(予備日)		
3月14日	金			
3月17日	月			